

【沖縄県版】許可申請書及び添付書類一覧(令和2年10月1日改訂[修正R4.3.18])

様式番号	申請書及び添付書類										届出	全廃業	一部廃業	摘要	
	※提出部数:3部(正・副・控) ※各種証明書類(住民票など)は、受付時点で発行後3ヶ月以内のものとする。ただし残高証明書は、受付時点で発行後1ヶ月以内のものとする。	所在地・名称、資本金	営業所の新設	役員等	変更 に設 業 法 に 規 定 法 施 行 使 用 令 第 3 条	常勤 役員 等	専任 技術 者	加 入 状 況 保 険 等 の	(年 度 報 告 書)	欠 格 要 件 等					
—	表紙(変更届用)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎		
第22号の2	変更届出書第1面・第2面	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎		営業所の住所等が登記簿で確認できない場合は、確認できる書類(写し)を提出。
第22号の3	届出書 専任技術者の交代を伴わない(専任技術者を削除する)場合はこちら										○		◎		
第22号の4	廃業届(※H28.6.1変更)												○	◎	技術建設業課ホームページ「7 廃業等の届出」も確認すること。
別紙8	変更届出書(年度報告用)											◎			
第2号	工事経歴書											◎			実績の有無に関わらず必要(更新申請業種について省略可能) 工事実績が確認できる契約書等の提示が必要。 個人名が特定されないよう記載方法に留意すること。 技士補を配置した場合や特定専門工事(「型枠」・「鉄筋」)において、主任技術者を配置しなかった場合はその旨を記載すること。
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額											◎			実績の有無に関わらず必要(更新申請をする業種については省略可能)。
第4号	使用人数											□			
第6号	誓約書		◎	新	◎										誓約書に記入する申請者名は代表者名。本文の削除はしない。
第7号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書											○			経営業務管理1人体制用、証明内容の確認書類(写し)要提出 常勤性を確認できる書類の提示が必要。
別紙	常勤役員等の略歴書											○			
第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書											○			経営業務管理2人以上体制用。第2面:「財務管理」の補佐者用、第3面:「労務管理」の補佐者用、第4面:「業務運営」の補佐者用上記第7号の摘要と同様の確認書類の提示等必要
別紙一	常勤役員等の略歴書											○			経営業務管理2人以上体制用。
別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書											○			経営業務管理2人以上体制用。
第7号の3	健康保険等の加入状況 専任技術者の交代を伴う場合や担当業種の変更はこちら											◎	□		健康保険及び厚生年金:申請時直前の保険料納入に係る領収証書又は納入証明書の写し、若しくは社会保険料納入確認書 雇用保険:申請時直前の労働保険概算・確定保険料申告書の控え及び納入に係る領収済通知書の写し又は労働保険証明願 提出不能:届出書の写し(各窓口の受付印あり) 雇用保険事業所非該当承認を受けている場合は承認通知書の写し 該当するものを正本に添付すること。
第8号	専任技術者証明書(新規・変更)		◎											○	常勤性を確認できる書類の提示が必要。
—	専任技術者としての資格を有することを証明する資料		◎											○	監理技術者資格者証(写し添付) または 資格証明書(写し添付+原本持参)、実務経験証明書(様式第9号)、指導監督的実務経験証明書(様式第10号)、卒業証明書のうち該当する書類 実務経験証明書を提出する場合、当該経験期間の雇用関係(常勤性)が確認できる書面を提示及び記載内容が確認できる契約書等の提示
第15号	貸借対照表(法人用)※表紙の添付が必要											法			財務諸表に記載を要する資産の基準が、総資産等の100分の5に緩和
第16号	損益計算書(法人用)											法			
第17号	株主資本等変動計算書(法人用)											法			
第17号の2	注記表(法人用)											法			財務諸表に記載を要する資産の基準が、総資産等の100分の5に緩和
第17号の3	附属明細表(株式会社用)											法			資本金が1億円を超えるか、直前の貸借対照表の負債合計が200億円以上の株式会社のみ提出 財務諸表に記載を要する資産の基準が、総資産等の100分の5に緩和
第18号	貸借対照表(個人用)※表紙の添付が必要											個			財務諸表に記載を要する資産の基準が、総資産等の100分の5に緩和
第19号	損益計算書(個人用)											個			
—	登記事項証明書(商業登記簿)	○			法	○	法								原本提出、個人で支配人登記をしている場合は提出必要 個人の所在地変更:公共料金の領収書の写し等確認できるもの
別紙一	役員等の一覧表			◎			◎								法人については役員に加え相談役、顧問等、"100分の5以上に相当する出資をしている者"も記載する。 個人については経営業務の管理責任者のみの場合省略可 ※記載内容に変更がない場合は省略可
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表		◎		◎							□			常勤を確認できる書類の提示が必要。
—	後見等登記事項証明書			◎	新	◎									法人:役員、建設業法施行令第3条に規定する使用人 ※顧問・相談役については当面提出を求めない。("株主等"も同様)
—	身分証明書			◎	新	◎									個人:事業主、法定代理人、令第3条に規定する使用人 原本提出
第12号	許可申請者等の住所、生年月日等に関する調査書				新										法人:別紙1に記載した役員等のうち新任の方 顧問・相談役については当面の間、「賞罰」の欄への記載並びに署名押印を求めない。("株主等"も同様) 個人:個人事業主
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調査書		◎		◎										様式第11号に記載した者について提出
第14号	株主(出資者)調査書				○										
—	事業報告書											法○			株式会社のみ提出(様式は任意)
—	納税証明書(法人事業税又は個人事業税)											◎			県税、直前1期分。 納期未到来:事業開始届の写し(県税の受領印有り)
—	納税証明書その1(消費税及び地方消費税の税額入り)											○			経営事項審査を受ける業者のみ提出
—	定款											□			
—	経営業務管理責任者の住民票											◎			変更の場合、原本提示のみ(添付不要) ※住民票が通勤不可能地域の場合、直近の光熱水費の領収書及び賃貸契約書又は権利登記関係書類の提示
—	専任技術者の住民票			◎								◎※		○※	変更の場合、原本提示のみ(添付不要) ※「専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更」のみの申請の場合は省略可 ※住民票が通勤不可能地域の場合、直近の光熱水費の領収書及び賃貸契約書又は権利登記関係書類の提示
—	令第3条使用人の住民票			◎		◎						◎			変更の場合、原本提示のみ(添付不要) ※住民票が通勤不可能地域の場合、直近の光熱水費の領収書及び賃貸契約書又は権利登記関係書類の提示
—	委任状及び身分証明書(代表者申請以外)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	原本提出(代表者の押印必要) 提出者の身分証明書の提示 ※代表者が申請する場合は身分証明書の提示のみ